

危機管理マニュアル作成にあたって

1 はじめに

食品流通の広域化、複雑化により、食中毒をはじめとする健康危機事案は複雑、広域化する傾向にあります。最近では、農薬等の有害物質や異物混入による事故など予測しない事態の発生も見られています。

このため、営業者が製品に関する消費者からの健康被害等の情報を得た場合の情報提供の努力義務及び製品に起因する食品衛生上の危害等が発生した場合の報告の手順を予め定めておくことが、食品衛生法第51条第2項により義務付けられています。

営業者は、このような事態に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから、異変を早期に把握する体制を整備するとともに、緊急時におけるマニュアルを定め、緊急時の連絡や被害拡大防止、原因究明を行うための対応等を備えておくことが重要です。

この度、広島県では営業者の皆様が危機対応体制を整備するための参考となるよう「危機管理マニュアル(例)」を作成しましたので、参考としていただきますよう、お願いいたします。

2 危機管理マニュアル作成のポイント

- (1) 迅速に対応すべき危害を定める。
- (2) 危害発生時の危機管理者、社内の連絡体制、業務分担を定める。
- (3) 危害発生時の対応手順を定める。
 - ・ 情報を受けた時の対応
 - ・ 原因究明
 - ・ 被害拡大防止策（取引先や消費者への連絡）
 - ・ 再発防止・改善策
- (4) 自主回収を行う場合の手順を定める。
- (5) 保健所への相談・報告事項を定める。

【参考】保健所への報告等に関する事項（公衆衛生上必要な措置の基準）

食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17に次のとおり規定されています。

9 情報の提供

- イ 営業者は、製品について、消費者が安全に喫食するために必要な情報を消費者に提供するよう努めること。
- ロ 営業者は、製品に関する消費者からの健康被害（医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限る。以下、同じ。）及び法に違反する情報を得た場合には、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。
- ハ 営業者は、製品について、消費者及び製品を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合は、当該情報を都道府県知事等に提供するよう努めること。

10 回収・廃棄

- イ 営業者は、製品に起因する食品衛生上の危害又は危害のおそれが発生した場合は、消費者への健康被害を未然に防止する観点から、当該食品又は添加物を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、消費者への注意喚起の方法、具体的な回収の方法及び当該食品又は添加物を取り扱う施設の所在する地域を管轄する都道府県知事等への報告の手順を定めておくこと。
- ロ 製品を回収する場合は、回収の対象ではない製品と区分して回収したものを保管し、適切に廃棄等を行うこと。